

Title	処理規約の規定要因(2) : 利益観・企業の経済活動の態様・計算方式を巡って
Sub Title	Two patterns of revenue and expense view and asset and liability (2)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2016
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.59, No.1 (2016. 4) ,p.15- 29
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20160400-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

処理規約の規定要因（2）

——利益観・企業の経済活動の態様・計算方式を巡って——

笠井 昭 次

＜要 約＞

今日、評価規約の規定の在り方と言え、一般的には、次のようなものなのではないだろうか。すなわち、特定の一勘定項目、例えば売買目的有価証券を取り上げ、投資家の意思決定への役立ちという観点から、売却時価で評価することの必要性が、強調される。この必要性の論理に一定の合意が得られると、次に、そうした時価評価を正当化するための論理が探索される。売買目的有価証券の時価評価に関して言うならば、ボラティリティ反映利益観といった利益観、さらにはそれを技術的に支える、「ストックをまず決定し、次いで、その差額としてフローを算出する」といった計算方式（ストック起点方式）が、提唱される。つまり、売買目的有価証券に関して「ボラティリティ反映利益観—ストック起点方式—時価評価」といったシェーマが形成されるわけである。

こうした新たな関係が構築されると、それに対応して、伝統的な評価規約についても、新たなシェーマの形成が模索される。例えば原価＝実現原則に準拠していた機械・製品等に関して、平準化利益観といった利益観、さらにはそれを技術的に支える「フローがまず決定され、その残高としてストックが決定される」といった計算方式（フロー起点方式）が提唱され、機械・製品等に関する「平準化利益観—フロー起点方式—取得原価評価」という概念関係が形成されることになる。

かくして、意思決定有用性の観点にたった場合、ひとつの有力な考え方は、「ボラティリティ反映利益観—ストック起点方式—時価評価」と「平準化利益観—フロー起点方式—取得原価評価」という二項対立を枠組として、評価規約の規定原理を説明する、というものであろう。

しかしながら、意思決定有用性に基づく会計理論が行なうのは、一般的には、ここまでのようである。つまり、個別的に、売買目的有価証券の時価評価を正当化するためのボラティリティ反映利益観・ストック起点方式の定式化、あるいは機械・製品等の取得原価に基づく期間配分を正当化するための平準化利益観・フロー起点方式の定式化を行なうところまでのようである。

それを越えて、利益観間の関係（ボラティリティ反映利益観と平準化利益観との関係）、計算方式間の関係（フロー起点方式とフロー起点方式との関係）、利益観と計算方式との関係といったこと、つまり、評価規約の基底にある基礎概念間の整合性、あるいは基礎概念からの評価規約の導出可能性といったことや、そうした利益観や計算方式の実践説明可能性といったことには、意思決定有用性に基づく会計理論は、さしたる関心をもっていないのではないだろうか。

そのため、意思決定有用性に基づく会計理論においては、たしかに、個々の項目の処理規約の

根拠についてはなんとなく分かったように思えたとしても、利益観間の関係、計算方式間の関係、利益観と計算方式との関係等が不明だし、またそれらの諸概念の実践説明可能性が曖昧なので、個々の処理規約に全体としての整合性があるのか、個々の処理規約によって算出された利益数値に、統一的な意味があるのか、といったことが不明であるために、そもそもの個々の処理規約の根拠にしても、曖昧模糊としたものになりがちなのである。

要するに、意思決定有用性に基づく会計理論においては、実証研究等によって、例えば売買目的有価証券の時価評価の必要性は、既に決定されているのである。時価評価は、そのように、実証研究なるものによって投資家の意思決定に役立つものとみなされてしまっているいじょう、なにがなんでも、取り入れられなければならないのである。

換言すれば、意思決定有用性の立場によれば、時価評価の導入は、いわば結論なのである。このように、当初から既に結論が出されてしまっているいじょう、現行会計（ひいては会計一般）において、時価評価導入が論理的に可能かどうかといった議論は、既に成立する余地はない。会計理論としては、この時価評価導入を正当化するための方策をなんとしても捻り出す道しか残されていないわけである。

しかしながら、こうした考え方には、筆者は大きな疑問を抱いている。会計理論の役割とは、確かな知識を社会に提供することにあるのではないだろうか。そうであれば、意思決定有用性に基づく会計理論の考え方とは逆に、むしろ、改めて、利益観間の関係（ボラティリティ反映利益観と平準化利益観との関係）、計算方式間の関係（フロー起点方式とフロー起点方式との関係）、利益観と計算方式との関係といったこと、あるいはそれらの諸概念の実践説明可能性といったことを問わなければならない。なぜなら、そうすることによって初めて、会計理論は、確かな知識となることができるからである。

したがって、利益観間の関係（ボラティリティ反映利益観と平準化利益観との関係）、計算方式間の関係（フロー起点方式とフロー起点方式との関係）、利益観と計算方式との関係、あるいはそれらの諸概念の実践説明可能性といったことを問うことにこそ、会計理論の本当の使命があるというのが筆者の考えである。

本稿では、上記のような問題意識に基づき、意思決定有用性の立場において有力な考え方であると思われる、処理規約の規定要因に関する〔(利益観⇒計算方式)→処理規約(評価規約)]という考え方(以下、このシェーマを処理方式とよぶことにする)を取り上げ、その理論的問題点を明らかにするとともに、筆者が妥当と考える処理規約(評価規約)の規定要因の考え方を提示することとしたい。

意思決定有用性に基づく〔(利益観⇒計算方式)→処理規約(評価規約)]という処理方式における利益観には、①平準化利益観に規定された評価規約とボラティリティ反映利益観に規定された評価規約との混在の問題、②平準化利益観とボラティリティ反映利益観という分類の有意味性の問題、そして③利益観と特定の処理規約(評価規約)との結び付きの合理性の問題というみっつの問題点があると筆者は考えている。そこで、まず①を取り上げ、前稿では、Ⅱ(1)において、全面的公正価値会計論の成立可能性を検討したが、結論的には、理論的に成立し得ないというのが、筆者の考えである。本稿では、Ⅱ(2)において、取得原価主義会計論の成立可能性を検討したうえで、Ⅱ(3)において、②の問題を俎上に載せることとしたい。

<キーワード>

収益費用観、資産負債観、配分スキーム、評価スキーム、利益観、平準化利益観、ボラティリティ反映利益観、計算方式、フロー起点方式、ストック起点方式、取得原価、償却原価、売却時価、機械、製品、満期保有目的金融資産、投機目的有価証券

（２） 取得原価主義会計論の成立可能性

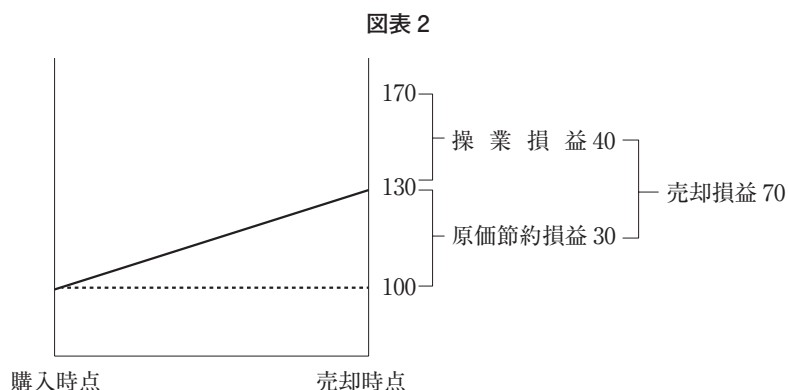
次に取得原価主義会計論の成立可能性であるが、ここでは、全面的に取得原価で評価される体系を想定しておこう。その場合には、言うまでもなく、現行会計における投機目的有価証券の時価評価および満期保有目的金融資産の償却原価評価が問題になる。これらの取得原価への変更は、いわゆる取得原価主義会計への逆戻りに他ならないが、そうした変更は、理論的に可能なのだろうか。伝統的な会計実践への、投機目的有価証券の時価評価および満期保有目的金融資産の償却原価評価の導入の理論的根拠が徹底的に議論されていたなら、こうした問題は、本来生起しないはずである。しかし、残念ながら、そうした議論が十分に尽くされたとは言えなく、したがって、時価・償却原価評価導入の理論的な根拠にしても、未だ明らかにされているとは言えないと筆者は考えている。そのかぎりでは、時価・償却原価評価導入の撤回も、不可能ではないということになろう。

（１） 投機目的有価証券の取得原価評価の可能性

そこで、ここで改めて、まず投機目的有価証券の取得原価評価への復活の理論的可能性について考えておこう。投機目的有価証券が取得原価で評価されるということは、この資産に、取得原価主義会計論における原価＝実現原則を援用することに他ならない。したがって、原則論としては、実現時点まで取得原価に据え置き、実現時点で売却したさいに、売却損益を計上することになろう。つまり、投機目的有価証券はいわゆる費用性資産とみなされ、売却にさいしての有価証券の引渡し（費用）と対価の獲得（収益）との交換により売却損益という損益が生ずると考えなければならないことになる。そこでは、投機目的有価証券にも、交換的損益としての売却損益が生ずることになるのであるから、そのことの妥当性が、理論的に論証されなければならないわけである。しかし、投機目的有価証券に生ずる損益の性質については、実は、時価評価の導入にさいしても、まったく議論されていないのである。つまり、理論的検討が不在なままに、一般的には、期末の評価替え時には保有損益が、売却時には売却損益が生ずるとみなされてしまったのである。そこで、ここでは、白紙に戻って、投機目的有価証券に、そもそも売却損益が生じ得るのか、という点を検討することとしたい。

まず売却損益が生ずると一般にも認められ、かつ私見ではそうした処理が理論的にも妥当である商品を組上に載せて、売却損益の本質を探ることにしたい。商品に交換的損益としての売却損益が生ずる直接の原因は、商品に関しては、購入市場（価格）と販売市場（価格）とが分離している点に求められよう。こうした分離によって、購入市場で購入した財を、販売市場で販売することによって、交換的損益としての売却損益が生ずるのである。つまり、購入市場価格と販売市場価格とが異なっているので、今あくまで観念的に考えて、買いと売りとの時間差を無視すれば、販売市場における、購入市場で購入した商品の直ちの引渡し（費用）と対価（収益）の受取りとの交換により、売却損益が生じ得る。このように、観念的に時間的間隙を無視して、買って直ちに売る、という交換行為によっても、購入市場（価格）と販売市場（価格）とが分離しているいじょう、売却損益が生じ得るわけである。そのかぎりでは、時間的損益ではないということになろう。売却損益というのは、本質的には、このように、時間的損益ではなく、交換的損益なのである。

もっとも現実には、経済行為は、すべて、時間的継起のなかで行なわれているのであるから、購入時と売却時には、タイムラグがある。そこで、エドワーズ＝ベルのいわゆるカレントコスト会計の考え方に基づいて、より現実に近い状態を想定してみよう。いま、購入時には購入時価が100、そして売却時には購入時価が130、売却時価が170であったとすれば、いわゆる売却損益は、次のように、操業損益と原価節約損益とに分別できよう（ここでは、便宜、直線で表示してある）。



会計上の売却損益70は、販売時点の売却時価170と購入時点の購入時価100との差額として算出される。しかし、そのうち、購入時点の購入時価100と販売時点の購入時価130との差額30は、商品の購入時価の値上がりを予測して、販売時点ではなく、購入時点で購入したことによる損益であるから、原価節約利得に他ならない。これは、購入のタイミングを早めたことに起因して生じた損益であるから、時間的損益と言ってもよいであろう。

それに対して、販売時点の購入時価130と販売時点の売却時価170との差額40は、操業利益とよばれているが、それは、諸財の組合せあるいは財の移転といった製造企業・販売企業自体の生産的努力によって産み出されたいわば付加価値に相当するものだからであろう。そして、これは、言うまでもなく、売却時点における購入時価130の商品と売却時価170に相当する対価との交換による損益、つまり交換的損益に他ならない。

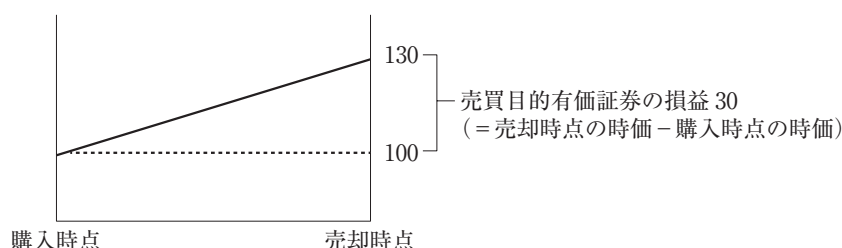
このように、現実の売却損益は、操業利益という交換的損益のみならず、購入時価の変動（などの環境要因の変化）に伴って生ずる、原価節約利得といった時間的損益をも含んでいる。しかし、製造企業は、基本的には、自らが産み出した付加価値の実現を企図して経済活動を営んでいるのであろうから、売却損益の核心は操業利益という交換的損益にあると言ってよいであろう。原価節約利得という時間的損益は、あくまで、操業利益という交換的損益の産出に付随する損益にすぎないのである。例えば材料は、保有することによって原価節約利得も獲得できるが、製造業においては、あくまで、生産的使用によって操業利益を獲得するために保有されているはずである。したがって、原価節約利得がなくとも、生産的に使用することはあり得るが、その逆に、生産的使用を断念して（つまり、操業利益の獲得を断念して）、原価節約利得の獲得だけで満足す

ることは、製造業としてはあり得ないことであろう。つまり、原価節約利得という時間的損益は、あくまで、操業利益という交換的損益に付随して生ずる損益にしかすぎず、こと製造業⁵⁾に関しては、それ自体が目的とされる損益ではないのである。

以上のように考えれば、売却損益の本質は、交換的損益性にあり、当該企業自らが産出した付加価値に他ならないのである。したがって、問題は、売買目的有価証券の損益が、こうした性質を具えているかどうかである。結論的には、そうした性質は、具えていないと筆者は考えているが、以下、その点を検討しよう。

まず留意しなければならないのは、金融資産である投機目的有価証券には、購入市場（価格）と販売市場（価格）との分離がないことである。つまり、同一市場において、購入と販売とが、いわば同時に遂行されるのである。いま購入時点の時価が100、売却時点の時価が130であったとすると、その損益は、次図のようになる（ここでも、便宜、直線を用いた）。

図表 3



投機目的有価証券の損益には、商品の操業損益に相当するものは、ない。損益のすべてが、時間の経過に伴って発生した時価の変動差額に他ならない。つまり、時間的損益しか、存在しないのである。

しかし、そのことは、投機目的有価証券の損益獲得の在り方に注目するならば（つまり、投資家の意思決定への役立ち説といった語用論の立場から解放されて、計算対象の損益獲得の在り方という意味論的視点に着目するならば）、異とするには当たらない。投機目的有価証券の保有企業は、この有価証券を、人間労働力によって生産したのではない。つまり、投機目的有価証券⁶⁾については、当該保有企業は、自ら付加価値を産み出すといった経済行為は、一切行っていない。したがっ

5) ここでは、損益には、交換的損益と時間的損益という2種類があることを示すために、購入時価で評価替えるカレントコスト会計の事例を用いて、利益を操業損益と原価節約損益とに分離した。しかし、購入時価の評価替えは、機会原価の考え方であり、現実が生じた企業の経済活動を描写するものとしての会計には、そぐわない。したがって、本文で述べたことは、会計上の売却損益の本質が、交換的損益と時間的損益とから構成されていることを主張するものではない。この点には、くれぐれも留意されたい。

6) もっとも、この企業も、いろいろ調査した結果、当該有価証券を購入したのであるから、この調査のための支出をもって、成果を産み出すための犠牲つまり費用とみなすことも、できないわけではないであろう。

しかし、こうした調査によって付加価値が創出されたのであろうか。逆に言えば、調査がなされなければ

て、購入市場（価格）と販売市場（価格）との分離も、存在しないのである。

投機目的有価証券の保有企業がなしたことと言えば、この有価証券を市場が将来どのように評価するのか、といった予測だけである。したがって、その損益の推移は、将来の市場の評価（時価）の予測のいかんにかかわっている。保有企業は、将来高騰すると予測したので、保有しているのであるが、しかし、それは、あくまで予測にしかすぎないのであるから、当然のことながら、値下がりするリスクを負担している。したがって、その懸念が生じた場合には、何時でも、売却したはずである。そして、投機目的有価証券の場合には、何時でも売却できる市場が、現存しているのである。この企業は、そうしたリスクに曝されながら、売却することも可能であったにもかかわらず売却せず、保有し続けたわけである。図表3に生じた損益30は、そのようにして獲得された、保有したことへの報酬としての損益に他ならない。したがって、その損益の本質は、保有損益であって、売却損益などではない。そして、その保有損益というのは、そのように、リスクに耐えて保有したことへの損益であるいじょう、時間的損益なのである。逆に言って、当該保有企業みずからの価値創出がないいじょう、その損益は、交換的損益たり得ないのである。

その点を仕訳で明らかにしよう。図表3の事例において、購入時点と売却時点との中間に決算日があり、その時の時価が110であったとしよう。その場合、一般的には、次表の（イ）のように仕訳される。

図表 4

	（イ）一般的仕訳	（ロ）私見
購入時点	有価証券 100, 現金 100	有価証券 100, 現金 100
決算時点	有価証券 10, 保有利得 10	有価証券 10, 保有利得 10
販売時点	現金 130, 有価証券 110 売却益 20	有価証券 20, 保有利得 20 現金 130, 有価証券 130

一般的には、期末時点では保有損益が、売却時点では売却損益が生ずるとみなされている。どうして有価証券に売却損益が生ずるのか、有価証券の保有損益とはいかなる損益なのか、売却損益と保有損益とはいかなる関係にあるのか、といった有価証券の損益に関する意味論的検討はまったく等閑に付されたままに、投資家が有価証券の時価情報を必要としているといった語用論的な見地から、（イ）のような仕訳が正当化されているのである。販売時点においては有価証券の売却によって利益が獲得されたいじょう、売却損益が生成したはずだということなのかもしれないが、そうした理解は、日常用語に惑わされたいわば常識論に他ならない。理論が、いわば常

々ば、時価高騰は、生じなかったのであろうか。そんなことがあり得ないことは、製品生産のために材料を購入したケースを考えればよいであろう。その場合にも、製品生産のために、どのような材料を使用したらよいのか、調査したはずである。しかし、その調査自体が、製品にかかわる付加価値を創出することなど、あり得ない。製品の付加価値は、あくまで材料を生産過程に投入し製品を産出するプロセスにおいてのみ、創出されるのである。

そのように考えれば、有価証券にかかわる調査支出は、利益を創出したのではなく、いわば利益の存在の可能性を発見させたにすぎないのである。

識論に追隨しているのである。そうした議論においては、そもそも、有価証券はどのような損益を生み出すのか、という問題意識がおよそ欠如していると言わざるを得ない。

しかし、上記のように、その点に思いを致せば、購入時点から期末時点まで保有したことによる保有損益が生ずるとみてもよいであろう。そうであれば、期末時点から売却時点まで保有したことによる保有損益が生じても、しかるべきであろう。売却時点でも、まずもって、そのように保有損益が認識されるならば、有価証券の評価額は売却時点の時価になっているのであるから、売却（現金との交換）にさいしては、必ず等価交換になり、売却損益は、生じないことになるのである。それを示したのが、（ロ）の仕訳に他ならない。この（ロ）によれば、売買目的有価証券⁷⁾の損益は、保有損益として統一的に説明される。売却損益は、ついに生じないのである。

以上のように、商品の原価評価と投機目的有価証券の時価評価との相違は、計算対象の利益獲得活動の本質的相違に由来している。逆に言えば、いくら投資家の意思決定などといったことを持ち出してみても、解決には至らないということである。つまり、「投資家の意思決定有用性⁸⁾の見地からすれば、商品の損益は、売却損益たるべきである」とか、「投資家の意思決定に役立つためには、売買目的有価証券の損益は、保有損益（あるいは売却損益）でなければならない」といった議論など、およそナンセンスであろう。

このように、損益の性質は、計算対象の意味論的検討によってのみ、決着が付くのである。すなわち、商品は、当該企業自らの犠牲の提供によって創出された付加価値に基づく交換的損益の獲得を企図しているので、その犠牲値の表現のために、取得原価で評価されなければならない。それに対して、投機目的有価証券は、時価の高騰に基づく時価変動差額の獲得を企図しているいじょう、時価で評価される必然性があるのである。したがって、そうした意味論的検討に基づくかぎり、投機目的有価証券を取得原価で評価することは、理論的にみて誤りであるということになる。

もし平準化利益観が、投機目的有価証券についても原価評価でなければならないというのであれば、理論的には成立し得ないと言わざるを得ない。

（ii）満期保有目的金融資産の取得原価評価の可能性

次に、満期保有目的金融資産の原価評価の理論的可能性についてふれておこう。満期保有目的金融資産については、『金融商品基準』においては、いわゆるアキュムレーション法が原則とされており、しかも、そのうちのいわゆる利息法が一般に正則的な処理方法とされているようである⁸⁾。それに対して、今日の『企業会計原則』になお存続している（ただし、もちろん適用除外になっている）処理方法が、いわゆる取得原価主義会計論に基づく処理方法に他ならない。それによれば、債権の貸借対照表価額は、「債権金額又は取得価額から正常な貸倒見積高を控除した金

7) 投機目的有価証券には、売却損益が生じないことの詳細については、笠井〔2005〕第9章3「売買目的有価証券の損益の性質」を参照されたい。

8) ただし、現在においても、利息法と定額法とが等価的に認められている、とみなす考え方もあるようであるが、その理論的問題点については、笠井〔2013〕註3において詳述してあるので、参照されたい。

額」(『企業会計原則』貸借対照表原則五のC)とされている(しかし、このうち債権金額による評価は、理論的に成立し得ないので、ここでは取り上げない⁹⁾)。ただし、取得価額で評価した場合には、注解23により、「その差額(債権金額と取得価額との差額のこと…笠井注)に相当する金額を弁済期に至るまで每期一定の方法で逐次貸借対照表価額に加算することができる」(傍点は笠井)と規定されている。このように、いわゆるアキュムレーション法も採用できたのであるが、しかし、それは、採用しなければならないのではなく、あくまでも許容であるから、いわば例外規定といってよいであろう。しかも、その場合、一般的には、今日とは異なり、定額法のみが認められ、利息法の採用は、否定されていたようである。

このように、取得原価主義会計論においては、原則は取得原価であり、いわば例外的に、定額法によるアキュムレーション法が、認められていたようである。当面、平準化利益観においては、満期保有目的の金融資産の評価原則は、このようなものとみなしておこう。

しかし、こうした平準化利益観に基づく処理方法によって、はたして、満期保有目的金融資産を合理的に説明することができるのであろうか。ここでは、(イ)2年後に元利合計144(金利20%)で償還される約束の割引債を第Ⅰ期期首に購入した事例(会計期間は1年)により、検討することにしたい。取得原価評価の原則的立場によれば、次ページの図表5の(A)のように、また例外である定額法によれば(B-1)のように仕訳される。しかし、ここでは、これらの処理方法の妥当性を検討するために、利息法の仕訳(B-2)を加えるとともに、さらに、(ロ)第Ⅰ期期首に100を2年間の約束で貸付け、各期末に20%の利息を現金で受取る事例を想定し、そうした貸付金に関し一般になされている仕訳(C-1)をも示すことにしよう。

この場合、取得原価評価に基づく(A)の仕訳では損益の計上に偏りが生じてしまい、受取利息を合理的に説明できないことは、明らかであろう。すなわち、割引債の購入とは、資金の貸付けに他ならないのであるから、その報酬としての受取利息は、そうした資金貸与の時間に比例して生じるはずである。そうであれば、第Ⅰ期期末においても、第Ⅰ期期首から第Ⅰ期期末まで現実に資金を割引債発行企業に貸与し、資金を利用させたのであるから、それに相応する受取利息が発生しても、しかるべきであろう。しかるに、(A)の仕訳のように、第Ⅰ期期末に受取利息を計上しないことは、割引債の購入によって資本貸与活動が行なわれている、という経済的事実に悖っていると言わざるを得ない。第Ⅱ期期末に一括して計上された「受取利息」の数値44は、全体損益計算においてこそ、全体利益額としてある種の有意義性を持ち得るにしても、期間損益計算においては、いかなる意味でも、第Ⅱ期になされた資本貸与活動を表現し得るものではない。

つまり、(A)の仕訳では、資本貸与活動により受取利息が発生した、という経済活動は何ら表現されていないのである。したがって、(A)の受取利息勘定は、理論的に言えば、受取利息とは言えない。全体損益計算の観点からすれば、単に何らかの損益が生じた、というだけのことであり、期間計算における取得原価主義会計論の論理からは、その損益が受取利息だとは言えな

9) 『企業会計原則』によれば、本文でみたように、「債権価額又は取得価額」となっているが、債権価額による評価は、理論的にみて明らかに誤りである。その点については、笠井[2005]第10章2.1「券面額法の理論的問題点」を参照されたい。

図表 5

(A) 割引債：取得原価で評価した場合（原則）

第Ⅰ期期首：割引債 100（＊１），現 金 100

第Ⅰ期期末：_____

第Ⅱ期期末：現 金 144，割引債 100

「受取利息」44

(B－１) 割引債：定額法（例外）

第Ⅰ期期首：割引債 100，現 金 100

第Ⅰ期期末：割引債 22，「受取利息」22

第Ⅱ期期末：割引債 22，「受取利息」22

現 金 144，割 引 債 144

(B－２) 割引債：利息法

第Ⅰ期期首：割引債 100，現 金 100

第Ⅰ期期末：割引債 20，受取利息 20（＊２）

第Ⅱ期期末：割引債 24，受取利息 24（＊３）

現 金 144，割 引 債 144

(C－１) 貸付金：簡便法

第Ⅰ期期首：貸付金 100，現 金 100

第Ⅰ期期末：現 金 20，受取利息 20

第Ⅱ期期末：現 金 20，受取利息 20

現 金 100，貸 付 金 100

(C－２) 貸付金：正則法

第Ⅰ期期首：貸付金 100，現 金 100

第Ⅰ期期末：貸付金 20，受取利息 20

現 金 20，貸 付 金 20

第Ⅱ期期末：貸付金 20，受取利息 20

現 金 20，貸 付 金 20

現 金 100，貸 付 金 100

$$(*1) 100 = 144 / 1.2^2$$

$$(*2) 20 = 144 / 1.2 - 144 / 1.2^2$$

$$(*3) 24 = 144 / 1.2^0 - 144 / 1.2$$

い。取得原価主義会計論の論理とはまったく別に、資本貸与には利息が随伴するものだ、という我々がもっている常識に従って、受取利息と推測しているにすぎない。受取利息勘定に「 」を付した所以である。

そして、そのことは、取得原価主義会計論においては、損益の認識・測定原則としては、原価＝実現原則しか存在しないことからの論理必然的な帰結と言ってよいであろう。すなわち、原価＝実現原則というのは、そもそも、価値生産活動にかかわる費用性資産の損益の原則として定式化されたものである。したがって、もともと、費用性資産にしか適用できないはずなのである。そうであれば、本来、資本貸与活動に属する割引債には、妥当しないのである。しかし、取得原価主義会計論における損益の認識・測定原則が原価＝実現原則しかないいじょう、それを援用せざるを得ない。かくして、貨幣性資産概念を拡大し、強引に割引債をそれに含めたうえで、本来費用性資産のみに妥当する原価＝実現原則を適用してしまったのである。そうであれば、その損益にしても、費用性資産の損益に類したもの（現金収入との交換時に生じる売却損益に類したもの）にならざるを得ず、資本貸与活動に基づく受取利息を合理的に説明できないのも、きわめて当然のことなのである。

そのように考えれば、例外としてではあれ、定額法を導入せざるを得なかったのである。つまり、割引債に生じる損益が、商品の売却損益（交換に基づいた損益）に類したものではなく、あくまで、資金貸与の時間に比例した時間的損益としての受取利息であるかぎり、(A)では損益の計上に偏りがある（第Ⅰ期期末には損益が生じない）という不都合が生じてしまうので、(B—1)を導入する理論的必然性があったのである。しかし、その場合に留意すべきことは、取得原価主義会計論が、割引債の経済的性質を究明した結果として(B—1)が導入されたのではない、という点である。つまり、割引債およびその損益の本質を再検討した結論として、「割引債は、価値生産活動とは異なる利益獲得活動としての資本貸与活動に属しており、したがって、価値生産活動における交換的損益としての売却損益とはまったく異質の、資本貸与にかかわる時間的損益としての受取利息という損益を産み出している」、という理解が生じたのではないということである。ただ、(A)では、利益が償還時に一挙に計上されてしまうので、利益の計上に偏りの生ずることが、問題視されたにすぎない。あくまで、その利益の偏りを是正するために、(B—1)が導入されたのである。

そのように、アキュムレーション法の導入のそもそもの契機が、上記のように、単なる利益の偏りの是正、つまり利益の平準化にあったとするなら、その是正の方法は、定額法にならざるを得ないであろう。利息法というのは、それ自体としてはある種の偏りをもたらすものであるから、利益の偏りの是正という発想とはけっして調和するものではない。逆に言えば、割引債について、明確に資本貸与活動であることが認識され、未払利息にもまた利息が付くこと（つまり、複利計算の考え方）が理解されたときに初めて、ある種の偏りをもっている利息法の合理性が明らかになり、その導入が理論的に可能になるのである。

以上のように考えれば、アキュムレーション法が例外として認められたこと、かつ、一般的には定額法のみが認められていたということは、資本貸与活動の固有性特殊性が認識されてはおらず、価値生産活動における交換的損益としての売却損益の延長線上において（原価＝実現原則による利益の偏りを是正するという位置づけにおいて）、割引債の評価原則が考えられていた、ということを実に物語っているのである。

そうであれば、この(B—1)の処理方法では、受取利息が合理的に説明できない、と推測されるのである。ここでは、その点を、①各期の利息額の有意義性、および②（第Ⅰ期期首および各期末における）当該金融資産の評価額の有意義性の2点から検討しておこう。

まず①であるが、(B—1)の定額法によれば、各期に等額の利得が計上されているが、これは、受取利息として有意義な数値なのであろうか。この点を検討するために、(C—1)の貸付金と比較することにしよう。(B—1)と(C—1)とにおける各期首の元本と受取利息との関係をみれば、次ページの図表6のようになる。

(C—1)の貸付金の場合には、第Ⅰ期期首の元本と第Ⅱ期期首の元本とは同額である。したがって、受取利息が資本貸与に対する時間的報酬とみるかぎり、その受取利息が同額になるのは、理解できる。しかし、(B—1)の割引債の場合には、第Ⅰ期期首の元本(100)と第Ⅱ期期首の元本(122)とは異なっているのに、どうして受取利息が同じ額になっているのであろうか。割

図表 6

（B－１）割引債：定額法（例外）

第Ⅰ期期首の割引債元本＝100→第Ⅰ期期末の受取利息＝22

第Ⅱ期期首の割引債元本＝122→第Ⅱ期期末の受取利息＝22

（C－１）貸付金：簡便法

第Ⅰ期期首の貸付金元本＝100→第Ⅰ期期末の受取利息＝20

第Ⅱ期期首の貸付金元本＝100→第Ⅱ期期末の受取利息＝20

引債の損益獲得の在り方の特質を直視するかぎり（つまり、受取利息が資本貸与に対する時間的報酬であるという経済的特質を視野に入れるかぎり）、元本額が異なっているにもかかわらず（同一の期間について）同額の受取利息額が生ずる、ということを合理的に説明することなどおよそ不可能であろう。そこでは、実質的にみて、受取利息が生じたとは言い難い。（B－１）の受取利息にも、「 」を付した所以である。

次に、②第Ⅰ期期首および各期末における金融資産の評価額の有意義性であるが、ここでは、（B－２）利息法による割引債の金額および（C－１）貸付金の金額（ただし、（C－１）は簡便法なので、その正則的処理である（C－２）を掲げておいた）との比較により、（B－１）定額法による割引債の金額の有意義性を検討することにしよう。それを一表化すれば、次のようになる（DCF：割引現在価値）。

図表 7

（B－１）定額法による割引債の金額

第Ⅰ期期首の割引債額＝100：取得原価又は DCF

第Ⅰ期期末の割引債額＝100＋22＝122：？

第Ⅱ期期末の割引債額＝122＋22＝144＝144/1.2⁰：DCF

（B－２）利息法による割引債の金額

第Ⅰ期期首の割引債額＝100＝144/1.2²：DCF

第Ⅰ期期末の割引債額＝100＋20＝120＝120/1.2：DCF

第Ⅱ期期末の割引債額＝120＋24＝144＝144/1.2⁰：DCF

（C－２）貸付金の金額

第Ⅰ期期首の貸付金額＝100＝20/1.2＋120/1.2²：DCF

第Ⅰ期期末の貸付金額

- └ 利払前＝120＝20/1.2⁰＋120/1.2：DCF
- └ 利払後＝100＝120/1.2：DCF

第Ⅱ期期末の貸付金額

- └ 利払前＝120＝120/1.2⁰：DCF
- └ 利払後＝100＝100/1.2⁰：DCF

まず利息法による割引債の金額であるが、第Ⅰ期期首・第Ⅰ期期末・第Ⅱ期期末の金額は、上の図表の（B—2）に示したように、すべて割引現在価値である。また貸付金についても、正則法によれば、利払前と利払後とを分けなければならないが、（C—2）に示したように、第Ⅰ期期首・第Ⅰ期期末・第Ⅱ期期末の金額は、いずれも、割引現在価値に相当する。このことは、割引債も貸付金も、人間労働力によって生産されたものではなく、したがって、その価格は、生産価格という概念など存在しないいじょう、生産価格によって規定されたものではなく、もっぱら将来の期待キャッシュインフローを契約利率で割引いた割引現在価値によって決定されているいじょう、そして、その契約利率の獲得を企図しているいじょう、きわめて当然のことなのである。

しかるに、定額法による場合、第Ⅱ期期末の割引債の金額は、割引現在価値ということにならざるを得ないであろう。しかし、第Ⅰ期期首の数値は、割引現在価値とも言えるが、現金支出に規定された取得原価とも言えるので、意味不明である。さらに、第Ⅰ期期末の数値（ $100 + 22 = 122$ ）に至っては、取得原価でも割引現在価値でもない。つまり、定額法による割引債の金額は、まったく統一の意味をもっていないと言わざるを得ないのである。

以上のようなふたつの理由により、（B—1）の定額法では、受取利息が合理的に説明されているとは、とうてい言えない。

そうであれば、平準化利益観に基づく処理方法では、満期保有目的の金融資産を合理的に説明できないのである。

以上を纏めれば、投機目的有価証券の取得原価評価および満期保有目的金融資産の取得原価評価（および例外としての定額法に基づく評価）を含む取得原価主義会計論は、理論的に成立し得ない、という結論を導いてよいであろう。つまり、平準化利益観は、純理論的には存在し得ないのである。

（3）平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という分類の有意性

以上の（1）および（2）において、ボラティリティ反映利益観に基づく全面的公正価値会計論および平準化利益観に立脚した取得原価主義会計論が、理論的に成立しない（つまり、理論的に存在し得ない）ことを明らかにしたので、次に、平準化利益観とボラティリティ反映利益観という二項対立が、分類として理論的に成立しない点を検討することにしよう。

この平準化利益観とボラティリティ反映利益観という二項対立が、有意な分類であれば、その二項は、矛盾関係になければならないので、すべての処理規約（評価規約）は、必ずどちらか一方の利益観に帰属するはずであろう。すなわち、その処理規約が、平準化利益観とボラティリティ反映利益観との両方に帰属したり、その逆に、そのふたつの利益観のいずれにも帰属しない、といった事態が生ずることなど、あり得ないのではないだろうか。

しかし、そうした事態が生じないことは、本当に、理論的に論証されているのであろうか。平準化利益観・ボラティリティ反映利益観といった二項対立を用いるのであれば、あらかじめ、そうした検討をしておくことが、会計理論の役割なのではないだろうか。しかるに、今日の会計理

論は、もっぱら意思決定への役立ちの側面にしか関心をもたない。したがって、平準化利益観によればかくかくの意思決定を阻害し、ボラティリティ反映利益観によればしかじかの意思決定に役立つ、といった議論しかなされていない、というのが実状であろう。そこで、ここで、筆者なりに、この点を検討しなくてはならない。まず（ｉ）において投機目的有価証券の原価評価および時価評価の事例、そして（ii）において繰延資産・負債性引当金の事例によって、この点を考えることにする。

（ｉ） 投機目的有価証券の原価評価・時価評価の事例

いま投機目的有価証券につき、第Ⅰ期に100で購入し、その時価は、第Ⅰ期期末には120、第Ⅱ期期末には160、売却した第Ⅲ期には170であったとしよう。その場合の処理は、次のようになる（ここでは、一般的理解に従って、売却時には売却損益が生ずるとみなしておこう）。

図表 8

	原価評価 (Y)	時価評価 (Z)
第Ⅰ期購入時	有価証券 100, 現金 100	有価証券 100, 現金 100
第Ⅰ期期末	—————	有価証券 20, 保有利得 20
第Ⅱ期期末	—————	有価証券 40, 保有利得 40
第Ⅲ期売却時	現金 170, 有価証券 100 売却益 70	現金 170, 有価証券 160 売却益 10

投機目的有価証券の原価評価 (Y) および時価評価 (Z) は、どの利益観によって説明されるのであろうか。まず時価評価 (Z) をみてみると、これは、時価で評価替えされているのであるから、当然、ボラティリティ反映利益観に帰属していることになるだろう。しかし、原価評価 (Y) の場合には、全体利益70が第Ⅲ期売却時に一括して計上されるのに対して、時価評価 (Z) の場合には、その全体利益70は、時価に変動があった期間に分割して計上されるので、第Ⅰ期に20、第Ⅱ期に40、そして第Ⅲ期に10と配分される。この場合、もし平準化された利益なるものがあるとするれば、原価評価による処理 (Y) ではなく、むしろ時価評価に基づく処理 (Z) であろう。したがって、投機目的有価証券の時価評価に基づく処理 (Z) は、平準化利益観に属しているとも言える。つまり、投機目的有価証券の時価評価処理 (Z) は、ボラティリティ反映利益観にも平準化利益観にも帰属している、ということになるのではないだろうか。

それに対して、原価評価処理 (Y) は、どうであろう。これは、評価替えは一切しないのであるから、もちろんボラティリティ反映利益観ではないが、上記したように、時価評価処理 (Z) と比べれば、平準化利益観でもない。つまり、原価評価処理 (Y) は、ボラティリティ反映利益観でもないし、平準化利益観でもない。そのかぎりでは、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という分類では、説明不可能な処理ということになるのではないだろうか。

以上の知見からすれば、投機目的有価証券の原価評価 (Y) および時価評価 (Z) は、「処理規約は、必ず平準化利益観・ボラティリティ反映利益観のどちらか一方に帰属しなければならない」という原則に悖っていると言わざるを得ない。つまり、平準化利益観・ボラティリティ反映

利益観という分類は、理論的に破綻しているということである。

(ii) 繰延資産・負債性引当金の処理規約の事例

次に、繰延資産（擬制資産）、および負債性引当金（擬制負債）の事例を検討しよう。いま、第Ⅰ期期首に広告宣伝費90を現金支出し、その広告効果が3年間（会計期間は1年）あると想定されるので繰延処理をするケース、および第Ⅲ期期末に修繕代金90の現金支出が予定されている特別修繕費を第Ⅰ期・第Ⅱ期の期末に見越処理するケースを取り上げよう。

図表 9

(イ) 繰延資産

	擬制資産計上 (M_1)	擬制資産非計上 (N_1)
第Ⅰ期期首	繰延資産 90, 現金 90	広告宣伝費 90, 現金 90
第Ⅰ期期末	広告宣伝費 30, 繰延資産 30	_____
第Ⅱ期期末	広告宣伝費 30, 繰延資産 30	_____
第Ⅲ期期末	広告宣伝費 30, 繰延資産 30	_____

(ロ) 特別修繕引当金

	擬制負債計上 (M_2)	擬制負債非計上 (N_2)
第Ⅰ期期末	修繕費 30, 修繕引当金 30	_____
第Ⅱ期期末	修繕費 30, 修繕引当金 30	_____
第Ⅲ期期末	修繕費 30, 修繕引当金 30	修繕費 90, 現金 90
	修繕引当金 90, 現金 90	

繰延資産および特別修繕引当金のいずれの場合にも、それを計上する処理 ($M_1 \cdot M_2$) は、現金支出額が、その支出時点に費用化されるのではなく、繰延あるいは見越により複数期間に配分されるのに対して、それを計上しない処理 ($N_1 \cdot N_2$) では、現金支出時に一括的に費用とされている（つまり、現金主義会計的な処理がなされている）。したがって、利益の平準化が、擬制資産・負債を計上する処理 ($M_1 \cdot M_2$) では、なされているのに対して、擬制資産・負債を否定する処理 ($N_1 \cdot N_2$) では、なされているとは言えない。その意味で、たしかに、擬制資産・負債を計上する処理 ($M_1 \cdot M_2$) および擬制資産・負債を否定する処理 ($N_1 \cdot N_2$) は、利益の平準化をメルクマールとして区分されていると言ってよいであろう。

したがって、擬制資産・負債を計上する処理 ($M_1 \cdot M_2$) は、平準化利益観に帰属していると言ってよいであろう。しかし、それでは、擬制資産・負債を否定する処理 ($N_1 \cdot N_2$) は、どうであろうか。たしかに、平準化利益観に属していないとは言えるであろうが、しかし、そうだからと言って、ボラテリリティ反映利益観に属していると言えるだろうか。言うまでもなく、属しているとは言えない。なぜなら、ここで取り上げた擬制資産・負債の計上の有無は、繰延資産のケースでも特別修繕引当金のケースでも、格別に、ストックの評価額の変動を反映するかしないかということと関係しているわけではないからである。そこでは、現金支出時点と費用化時点との関係をどう考えるかという点が、問題になっているにすぎない。すなわち、擬制資産・負債の

計上を否定する処理（ $N_1 \cdot N_2$ ）のように、現金支出をもって費用と考えるかぎり（いわば現金主義会計論的な発想にたてば）、資産・負債が計上されることはない（したがって、擬制資産・擬制負債が生ずることもない）のに対して、現金支出と費用との関係を切断するならば（いわば発生主義会計論的な発想にたてば）、現金支出額の繰延あるいは見越が必要になるので、擬制資産あるいは擬制負債（負債性引当金）を計上せざるを得ない、という問題が生じてしまう。利益の平準化は、たしかに、こうした計算擬制項目の存否という問題にはかかわっている。しかし、そこでは、ストックの評価額の変動は格別に視野に入っているわけではないので、その変動を直接的に反映させるかどうか、という判断にはかかわっていないのである。

以上のように考えれば、擬制資産・負債を否定する処理（ $N_1 \cdot N_2$ ）は、平準化利益観でもないしボラティリティ反映利益観でもないことになる。つまり、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という概念によっては、説明することができないのである。そうであれば、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観という分別は、理論的に破綻していると言わざるを得ないのではないだろうか。

参 考 文 献

- 笠井 [2005]：笠井昭次著『現代会計論』
笠井 [2010]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判 IV』
笠井 [2013]：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（１）——測定規約の統一性を求めて——」（『三田商学研究』第56巻第4号）
武田 [2001]：武田隆二稿「会計学認識の基点」『企業会計』第53巻第1号
角ヶ谷 [2009]：角ヶ谷典幸著『割引現在価値会計論』
津守 [2002]：津守常弘著『会計基準形成の論理』
平松・広瀬 [2010]：平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』